

○ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第一百一十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第二条 次条、第四条（整圧器に係る部分を除く。）、第五条、第六条第七項（一のガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものであって貯蔵能力が三百立方メートル以上のものに限る。）と他のガスホルダーとの相互間に係る規定に限る。）、第十四条（令第一条に規定する容器（以下この項及び第四章において単に「容器」という。）、集合装置及び容器に附属する気化装置内においてガスを発生させる特定ガス発生設備の当該容器と調整装置を連結する配管（以下「連結配管」という。）に係る部分に限る。）、第十五条第一項（容器、集合装置及び連結配管に係る部分に限る。）及び第十五条第二項（集合装置及び連結配管に係る部分に限る。）、第三十二条第一項（最高使用圧力が〇・二メガパスカル以上のガスホルダーに係る部分に限る。）、第四十一条から第四十四条まで並びに第五十一条第二項の規定は、準用事業者がその事業の用に供する工作物には、適用しない。</p> <p>254 （略）</p> <p>（離隔距離）</p> <p>第六条 ガス発生器及び増熱器（移動式ガス発生設備に属するものを除く。）並びにガス精製設備、排送機、圧送機、ガスホルダー及び附帯設備であって製造設備に属するもの（冷凍</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第二条 次条、第四条（整圧器に係る部分を除く。）、第五条、第六条第七項（一のガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものであって能力が三百立方メートル以上のものに限る。）と他のガスホルダーとの相互間に係る規定に限る。）、第十四条（令第一条に規定する容器（以下この項及び第四章において単に「容器」という。）、集合装置及び容器に附属する気化装置内においてガスを発生させる特定ガス発生設備の当該容器と調整装置を連結する配管（以下「連結配管」という。）に係る部分に限る。）、第十五条第一項（容器、集合装置及び連結配管に係る部分に限る。）及び第十五条第二項（集合装置及び連結配管に係る部分に限る。）、第三十二条第一項（最高使用圧力が〇・二メガパスカル以上のガスホルダーに係る部分に限る。）、第四十一条から第四十四条まで並びに第五十一条第二項の規定は、準用事業者がその事業の用に供する工作物には、適用しない。</p> <p>254 （略）</p> <p>（離隔距離）</p> <p>第六条 ガス発生器及び増熱器（移動式ガス発生設備に属するものを除く。）並びにガス精製設備、排送機、圧送機、ガスホルダー及び附帯設備であって製造設備に属するもの（冷凍</p>

設備及び配管を除く。)は、その外面から事業場の境界線(境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の対岸)に対し、告示で定める距離を有しなければならない。ただし、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器及び増熱器並びに附帯設備に属する熱交換器及び容器であつて、告示で定める措置を講じたものについては、この限りでない。

2 前項に規定するガス工作物(不活性のガス(空気を含む。以下同じ。))又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。以下この条から第十一条までにおいて同じ。)、特定ガス発生設備に係る容器及び移動式ガス発生設備(その貯蔵能力が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は千キログラム以上、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は千立方メートル以上のものに限る。))に係る容器であつて最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるものは、その外面から学校、病院その他の告示で定める物件(以下「保安物件」という。))に対し告示で定める距離を有しなければならない。

3 6 (略)

7 液化ガス用貯槽(不活性の液化ガス用のもの、貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。))の相互間、地盤面下に全部埋設された液化ガス用貯槽(不活性の液化ガス用のものを除く。))の相互間、一のガスホルダー(最高使用圧力が高圧のものであつて貯蔵能力が三百立方メートル以上のものに限る。))と他のガスホルダーとの相互間及び液化ガス用貯槽(不活性の液化ガス用のもの、貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。))とガスホルダー(最高使用圧力が高圧のものに限る。))との相互間は、ガス又は液化ガスが漏えいした場合

設備及び配管を除く。)は、その外面から事業場の境界線(境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の対岸)に対し、告示で定める距離を有しなければならない。

2 前項に規定するガス工作物(不活性のガス(空気を含む。以下同じ。))又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。以下この条から第十一条までにおいて同じ。))及び特定ガス発生設備に係る容器であつて最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるものは、その外面から学校、病院その他の告示で定める物件(以下「保安物件」という。))に対し告示で定める距離を有しなければならない。

3 6 (略)

7 液化ガス用貯槽(不活性の液化ガス用のもの、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。))の相互間、地盤面下に全部埋設された液化ガス用貯槽(不活性の液化ガス用のものを除く。))の相互間、一のガスホルダー(最高使用圧力が高圧のものであつて能力が三百立方メートル以上のものに限る。))と他のガスホルダーとの相互間及び液化ガス用貯槽(不活性の液化ガス用のもの、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。))とガスホルダー(最高使用圧力が高圧のものに限る。))との相互間は、ガス又は液化ガスが漏えいした場合

の災害の発生を防止するために、保安上必要な距離を有しなければならぬ。

8 大容量移動式ガス発生設備（移動式ガス発生設備であつて貯蔵能力が液化ガスの場合百キログラム、圧縮ガスの場合三十立方メートルを超えるものをいう。第八条において同じ。）による供給を行う場合にあつては、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するために、他の移動式ガス発生設備に対し、保安上必要な距離を有しなければならぬ。

28 移動式ガス発生設備の設置等
第二十八条 (略)

2 移動式ガス発生設備には、容器の腐食及び転倒並びに容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならぬ。

3 容器又は容器の設置場所には、容器内の圧力が異常に上昇しないよう適切な温度に維持できる適切な措置を講じなければならぬ。

(防液堤)

第三十八条 液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）には、当該貯槽からの液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するため適切な防液堤を設置しなければならぬ。ただし、貯蔵能力が千トン（特定事業所に設置されるものにあつては五百トン）未満のもの及び埋設された液化ガス用貯槽であつて、当該貯槽内の液化ガスの最高液面が盛土の天端面以下にあり、かつ、当該貯槽の液化ガスの最高液

る。）との相互間は、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するために、保安上必要な距離を有しなければならぬ。

8 大容量移動式ガス発生設備（移動式ガス発生設備であつて保有能力が液化ガスの場合百キログラム、圧縮ガスの場合三十立方メートルを超えるものをいう。第八条において同じ。）による供給を行う場合にあつては、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するために、他の移動式ガス発生設備に対し、保安上必要な距離を有しなければならぬ。

28 移動式ガス発生設備の設置
第二十八条 (略)

(新設)

(新設)

(防液堤)

第三十八条 液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）には、当該貯槽からの液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するため適切な防液堤を設置しなければならぬ。ただし、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が千トン（特定事業所に設置されるものにあつては五百トン）未満のもの及び埋設された液化ガス用貯槽であつて、当該貯槽内の液化ガスの最高液面が盛土の天端面以下にあり、かつ

面以下の部分と周囲の地盤との間に空隙がないものは、この限りでない。

(附属設備等)

第四十三条 特定ガス発生設備には、容器の腐食及び転倒並びに容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。

2 (略)

、当該貯槽の液化ガスの最高液面以下の部分と周囲の地盤との間に空隙がないものは、この限りでない。

(附属設備等)

第四十三条 特定ガス発生設備には、容器の腐食若しくは衝撃又は容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。

2 (略)